

事業者向け

## 『インボイス制度登録後の準備について』

令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス）制度。大切なのは、変化する制度に備え、どのような準備が必要なのか知っておくことです。

本セミナーでは、インボイス制度の登録後の準備をわかりやすく説明するとともに、経理担当者をとりまく関係者の混乱、取引先とのトラブルを招かないよう具体的な対応について解説します。

■日時：令和5年 **7月24日**  
**13:30~15:30**

■会場：郡上市商工会  
(郡上市産業プラザ4階交流ホール)

〒501-4222  
岐阜県郡上市八幡町島谷130-1

■講師：**木村太哉** 氏

公認会計士  
税理士



## 『インボイス制度』とは・・・

## 〈売手側〉

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）

## 〈買手側〉

買手は仕入れ税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

受講申込書 ※切り取らずにFAXしてください

郡上市商工会 行

FAX 0575-66-2312

TEL 0575-66-2311

申込締切日：7月17日 \* 定員40名(先着順)

事業所名		氏名	
住所	〒	TEL	
FAX		e-mail	

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営以外の目的で使用することはありません。

お問合せ

郡上市商工会

〒501-4222 岐阜県郡上市八幡町島谷130-1

電話0575-66-2311 FAX0575-66-2312

郡上市商工会

主催 岐阜県商工会連合会 中・東濃ブロック広域支援室

(この事業は事業環境変化対応型支援事業として開催します)